

## 届出対象外施設

次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

施設の種別	届出対象外（注釈）
店舗等において顧客の乳幼児を預かる施設	顧客の乳幼児のみを保育する施設
親族間（設置者の四親等内の親族）の預かり合い	親族の乳幼児のみを保育する場合
設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者（利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等）の乳幼児の預かり	当該乳幼児のみを保育する場合 （ただし、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。）
一時預かり事業を行う施設	当該事業の対象となる乳幼児のみを保育する施設
病児保育事業を行う施設	当該事業の対象となる乳幼児のみを保育する施設
臨時に設置される施設（スキー場など期間限定で開設される一時預かり施設）	6か月を限度に臨時で設置される施設
認定こども園法（※）第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設	（ただし、幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（左記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

（※）・・・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律